

浦添市社会福祉協議会 総務委員会

答申に向けた取組み経緯について(報告書)

令和4年2月14日

目 次

1. 総務委員会設置の背景	1
2. 地域福祉の動向	1
3. 市社協の役割	1
4. 市社協の現状と課題	2
5. 市町村社協に関する法的位置づけと関連通知	3
6. 浦添市から市社協への適正な財政支出の必要性	3
7. 総務委員会開催期間	5
8. 総務委員会開催状況	5
9. 諮問事項及び課題解決等に向けた審議経緯	7
(1) 職員定員の適正化（嘱託職員・パート含む）に向けて	7
(2) 行政からの委託・指定管理事業などの見直しに向けて	9
(3) 浦添市社会福祉センターの健全な維持管理と建替え・改築について	9
10. 委員長総括コメント	10
11. 各委員会からのコメント	11

浦添市社会福祉協議会 総務委員会
答申に向けた取組み経緯について(報告)

1. 総務委員会設置の背景

- 本総務委員会は令和2年7月27日に設置され、社会福祉法人浦添市社会福祉協議会(以下「市社協」という)委員会設置規程第2条に基づき、(1)「職員定員の適正化(嘱託職員・パート含む)に向けて」、(2)「行政からの委託・指定管理事業などの見直しに向けて」並びに、(3)「浦添市社会福祉センターの健全な維持管理と建替え・改築について」の3つの事項について、市社協久貝宮一会长より審議・検討・整理などする旨の諮問を受ける。
- 検討・整理などについては、計8回(2年間)の総務委員会を開催した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、日程や内容変更、時間短縮などを余儀なくされる事態が生じたのだが、平成26年度に設置された当時の総務委員会からの答申(平成27年9月30日)並びに、市社協「法人改革推進に関する企画書」(平成28年3月)などをベースに、社会動向や社会福祉法などが改正される中、浦添市において地域福祉を推進する市社協活動の発展などを展望し、市社協として行うべき活動などを具体的に示し、地域ニーズや課題に応えられるような活動の展開、健全な法人組織運営などを図るべきであるとの観点から、市社協が抱える課題(上記諮問事項)などを整理し、見つめなおす形で審議・検討・整理などを重ねてきた。

2. 地域福祉の動向

- 少子高齢化をはじめ、共働き世帯の増加、現役世代の減少により、子育てや介護支援などがこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家庭および地域の支援力が低下している。さらには、介護・障害・子育て・生活困窮などの課題が絡み合っており、個人や世帯単位で複数の課題を抱えるなど、分野ごとに整備された縦割りの社会保障制度だけでは、それらの対応が難しいケース(制度の狭間)が浮き彫りになってきている。
- 国は、今後の福祉改革の基本コンセプトとして、平成29年度に社会福祉法を改正し「地域共生社会」の実現を位置づけ、地域住民に身近な圏域において、行政をはじめ、地域住民、関係機関・団体などが主体的に地域課題を把握・解決する「包括的支援体制づくり」を支援することなどを示し、その推進策として「重層的支援体制整備事業」が創設された。
- また、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響による、失業や生活困窮、自殺、社会的孤立などの新たな生活・福祉課題なども顕在化してきている。

3. 市社協の役割

- 市社協は、社会福祉法第109条をはじめ、浦添市における地域福祉施策の基本となる指針を総合的に定めた「てだこ・ゆいぐるプラン」(第五次浦添市地域福祉計画・第六次浦添市地域福祉活動計画)においても、地域福祉を推進する中核的な組織として位置づけられ、また、地域共生社会の実現を目指した「包括的支援体制づくり」推進の中核的な役割を担う組織としても

期待されている。

- 市社協が目指す地域福祉活動の視点については次の3つとしている。
 - (1) **コミュニティソーシャルワークの視点による地域福祉活動の推進**
 - (2) **生活困窮者支援と総合相談支援体制の構築**
 - (3) **社会福祉事業・活動を行う団体などとのネットワークづくり**
- また、市社協は大規模な災害発生時などにおいて「災害ボランティアセンター」を設置し、支援を必要とする被災者へボランティアを派遣するコーディネーター役をはじめ、地域住民や関係機関・団体などと連携した災害弱者への支援活動、被災者世帯への「緊急小口資金」や「総合資金」貸付業務など多くの役割を有している。
- 近年においては、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響による、生活困窮世帯に対する緊急小口や総合資金などの貸付業務をはじめ、市民や企業などと連携・協働した「フードドライブ活動」及び、新型コロナウイルス感染症により在宅療養となった世帯に対する「食糧支援活動」などの重要かつ命をつなぐ緊急的な活動などについても積極的に行っており、市社協の役割はますます重要となっている。

4. 市社協の現状と課題

- 市社協は、社会福祉法(第109条)に掲げる事業を行う地域福祉を推進する組織として、地域住民をはじめ、福祉やボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉法人などの関係機関・団体などの参加・協力のもと、設立当初から「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、地域福祉の推進に係わる様々な活動を行ってきた。
- これまで積み上げてきた、コミュニティソーシャルワークの視点による地域福祉実践活動などをもとに、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりの構築に向け、これからの活動の方向性と果たすべき役割を改めて確認し、それらに対応できる職員体制や組織体制づくりをはじめ、それらに必要な財源確保などに向けて、理事をはじめとする役職員の共通理解が今後ますます重要となる。
- しかしながら、地域福祉推進の中核的な役割を担う市社協の組織・運営体制をはじめ、それを支える正規職員の空洞化、適正な職員定数などに必要な予算確保などについては、公費財源(行政補助金)確保などに向け多くの課題が山積している。特に、空洞化している正規職員の適正配置(採用)については喫緊の課題であり、計画的かつ早急に取り組む必要がある。
- 市社協の財源の大きな柱である公費財源については、行政の厳しい財政運営の環境悪化などを背景に市社協が必要とする財源確保などには至っておらず健全な組織運営並びに、活動推進などにも大きな影響を及ぼしていることが懸念される。
- また、浦添市における地域福祉活動の拠点、そして災害時における災害弱者をはじめ、災害ボランティア活動などの拠点として位置づけられている「浦添市社会福祉センター」の老朽化に伴う、建替えなどの必要性やそれらに向けた財源確保などの課題も浮き彫りとなっている。

5. 市町村社協に関する法的位置づけと関連通知

○社会福祉法第109条による位置づけ

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

○小地域社会福祉協議会の整備について(昭和27年5月2日社乙発第77号 各都道府県知事あて厚生省社会局長通知) ※一部抜粋

(目的理念の普及)

- 1 郡市町村の地域住民に対し、住民の社会福祉に関する関心と理解を深め、各種機関、団体の行う福祉活動の連絡調整を図ることによつて地域社会の福祉を増進するという社会福祉協議会(以下協議会という。)の目的理念を各種関係機関(福祉事務所、市役所、町村役場、公私社会福祉事業施設、民生委員等)を通じ、具体的な例をもつて啓蒙し、地域住民の十分な理解と協力のもとに自発的且つ民主的に組織されるよう努めること。

※2(公的扶助と関連性)及び、3(民生委員との関係) 省略

(小地域の協議会の特色)

- 4 社会福祉を目的とする事業に対する関心の程度は地域により異なるので、町村など小地域の協議会は、夫々その地域の実情に応じて特色のある構想と仕組をもつてつくられるべきで、画一的に定められるべきものでないことは勿論又その事業も、緩急軽重に応じ総花的でなく実施されるよう指導すること。

※5(組織の長) 省略

(財政的裏付)

- 6 町村等小地域における協議会の経費は、共同募金よりの配分金及び構成員からの会費等をもつて充てられるべき性質のものであるが、協議会活動は、町村の福祉を増進し、住みよい環境をつくることを目的としているものであるから結局町村の行政目的と一致し、これを助長する役割をも果すものであり、且つ町村当局も当然協議会の一構成員となるのであるから、分担金とか委託金とかを支出されるよう指導されたいこと。

なお、中央においても地方財政平衡交付金(現行「地方交付税」～福祉活動専門員は地方交付税単位費用)に市町村社会福祉協議会交付金として財政措置を講じているから承知願いたいこと。

※本通知は、当時の厚生省より復帰前の昭和27年5月2日付、各都道府県知事宛に発令され通知である。(沖縄県の祖国復帰は、昭和47年5月、浦添市は昭和45年7月1日に「村」から「市」へ昇格)
当時、全国的に小地域社協の整備に向けた動きがあり参考通知として記載している。

○社会・援護局関係主管課長会議資料(平成21年3月2日厚生労働省社会・援護局)

今後、社会福祉協議会が地域福祉を推進する組織として役割を十分に発揮し、開拓性、即応性、柔軟性を生かした事業展開が可能となるようく地域福祉活動を調整する役割を担う者(地域福祉のコーディネーター)等の専門的人材(社会福祉士等の有資格者)を配置することが重要であると考えていることから、各自治体においては所要の財政措置に配慮されたい。

6. 浦添市から市社協への適正な財政支出の必要性

- 市社協の活動については、浦添市における地域福祉を増進するとともに、松本哲治浦添市長が明言している「沖縄一優しい福祉のまちを目指す」宣言とも共通していることから、浦添市における福祉行政の目的とも一致し、これを助長する役割を果たすものであり、かつ行政も市社協「協議体」の1構成員となるものであることから、市社協が健全な財政運営などを推進・支援し、本来の目的を果たせるよう、行政が市社協に適正な補助・委託金を支出することは必要不可欠である。

松本哲治浦添市長「施政方針」(令和2年度) ※一部抜粋

- 私は、平成30年度及び31年度の施政方針におきまして「沖縄一優しい福祉のまち」を目指すことを宣言いたしました。その想いは現在も変わらず、令和2年度におきましても「沖縄一優しい福祉のまちづくり」を目指してまいりたいと考えております。
- なお、ここでいう「福祉」とは、給付や手当など福祉分野のことのみではございません。一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、協力し合い、寛容・共生の精神でみんながつながり、みんなが輝き、みんなが幸せを感じるまち、そういった「沖縄一優しい福祉のまち」を目指してまいりたいと考えております。(途中省略)
- 令和2年度の主な取り組みについて、総合計画の政策体系に基づいてご説明いたします。(途中省略)
- 第3は「ともに支え合う健康福祉都市」についてであります。社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの活動を引き続き支援するとともにコミュニティソーシャルワークの手法による地域における総合的な相談体制の確立に努めてまいります。

自助・互助・共助・公助で取り組む地域福祉の実現を目指し、福祉のまちづくり条例の制定に向け取り組んでまいります。

7. 総務委員会開催期間 令和2年7月27日～令和3年12月20日
 ※市社協久貝宮一会長への答申(令和4年2月14日(月)予定)

8. 総務委員会開催状況

令和2年度		
回	月日	内 容
1	7/27	(1)委嘱状交付、委員長及び副委員長選任、市社協会長からの諮問 (2)現状説明「財務諸表からみる市社協経営の現状・課題等について」 ・説明者/EY 税理士法人沖縄事務所 税理士 町田 真子 氏
2	8/25	【制度説明 同一労働同一賃金ガイドラインの解説と今後の対応について ・説明者/社会保険労務士法人クローバー 伊芸 保宏 氏 【諮問事項①】市社協職員定員の適正化に向けて ・職員体制及び財政状況説明 ・嘱託・パート職員等の同一労働同一賃金への対応(給与・手当・労働内容等)、必要な財源確保(人件費等)について審議・検討 ※県緊急事態宣言延長を受け時間短縮(1時間内)開催。
3	9/28	【諮問事項②】行政からの委託・指定管理事業等の見直しに向けて ・現行受託・指定管理事業の実績や課題、今後の方向性等について審議・検討。 【諮問事項③】社会福祉センターの健全な維持管理と建替え・改築について ・同センター設置目的、利用状況、老朽化等の現状確認、修繕・改築の有無、必要予算(自己財源)確保、貸居室の料金改正、空き居室の有効活用等について審議・検討。
4	10/26	(1)令和2年度総務委員会審議事項のまとめ 下記のとおり整理、解決に向けた審議・検討・整理、提言等を行う。 【諮問事項①】職員定員の適正化(嘱託職員・パート含む)に向けて ・同一労働同一賃金に伴い、喫緊の課題でもある全体の約8割を占めている、嘱託職員・パートタイマー職員への待遇改善(賞与・通勤手当等の必要性)について審議、整理し、次年度事業計画・予算等に反映する旨を提言。 【諮問事項②】行政からの委託・指定管理事業等の見直しに向けて ・現行受託事業内容、職員体制、課題等の検証、当該事業が市社協の目指す「地域福祉の推進」に必要な事業なのかを再確認、受託する際の基準設定(ルール化)等の必要性について審議、整理し、次年度事業計画・予算に反映する旨を提言。 【諮問事項③】浦添市社会福祉センターの健全な維持管理と建替え・改築について

		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉センターの設置目的、役割、利用状況、老朽化等の現状、利用料金改正や空き居室の有効活用等課題、必要予算確保等において審議、検討・整理し、次年度事業計画及び予算等に反映する旨を提言。また、社協会員あり方、新たな自己財源確保(取り組み)についても審議・検討・提案等し、次年度事業計画及び予算等に反映する旨を提言。
令和3年度		
1	7/26	<p>【特別講演】重層的支援体制づくりと市社会福祉協議会の役割・組織体制整備強化に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師/原田 正樹 氏 (日本福祉大学社会福祉学部教授/前副学長、前常務理事)
2	9/27	<p>【諮問事項①】本会職員定員の適正化に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の包括的支援体制づくり(重層的支援体制整備事業を想定)に向け、市社協の役割や課題等を整理。特に、それら推進の中核を担う「コミュニティソーシャルワーカー」の重要性(正規職員配置の必要性)、社協本体の組織・職員体制等の整備・強化に向けて審議、整理。
3	10/25	<p>【諮問事項①】本会職員定員の適正化に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回総務委員会からの継続審議として、「地域共生社会」実現に向け、本市における包括的支援体制づくりの推進とその中核を担うコミュニティソーシャルワーカーの役割、適正配置(全校区正規職員配置の必要性)、今後の活動推進について審議・検討・整理。 <p>【諮問事項③】浦添市社会福祉センターの健全な維持管理と建替え・改築について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦添市社会福祉センターの健全な維持管理(現状確認)、耐久度調査結果(再検討)、今後の方向性等について、審議・検討・整理。
4	12/20	<p>【諮問事項①】本会職員定員の適正化に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画・総務部門の現状・課題・体制整備(経緯と成果) ※前回総務委員会「答申」及び市社協「法人改革推進に関する企画書」(平成29～令和3年度)などを踏まえた取り組みについて ①平成29年度当時の現状と課題 ②平成30年度～令和3年度における体制整備状況 ③体制整備後の取り組みと成果(令和3年度) ※共同募金運動、社協会費、企業との関わり(協働・寄付・寄贈など) ・今後の市社協組織体制に向けて <p>※地域共生社会の実現を目指した組織体制整備の実現に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務委員会における「これまでの経緯と具体的方向性」(答申取りまとめ)に向けて

9. 諮問事項及び課題解決等に向けた審議経緯

(1) 職員定員の適正化（嘱託職員・パート含む）に向けて

- 市社協は、社会福祉法109条に基づき、社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織として位置づけられ、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉の関係者、法人・団体などに支えられた「公共性」という「2つの側面」をあわせ持った特異な組織である。
- また、市社協を含めた市町村社協においては、それぞれの地域特性や地域福祉課題、それらの解決に必要な人材や人員、事業規模などが異なり、明確・具体的な職員定数は定められておらず、特に正規職員定数の明確化することについては極めて困難である。
- 市社協の職員数は、正規職員14名に対し非正規職員58名、合計72名(令和元年度市町村社協現況調査)で、正規職員の割合は19.4%となっており、県内人口約10万人規模の3市社協(沖縄市・うるま市・宜野湾市)の平均割合(32.7%)と比較しても低い割合となっている。
- そのため、今後の事業推進や健全な組織体制・運営づくりなどが困難なこと。特に、喫緊の課題としては、組織運営の中核を担う正規職員の空洞化により、計画的な組織体制づくりなどに取り組めない将来不安なども顕在化している。
- 浦添市においては、厳しい財政運営の環境のもと、様々な行政改革などが断行される中で、各種補助金や委託金などが抑制傾向にある。
- したがって、行政からの補助金や委託金を扱って事業・活動などを展開する市社協は、経営努力を旨に効率的・効果的な事業推進などが必須であることについて十分に理解する必要がある。
- しかしながら、社会・経済の環境などが変化している今日、公的な福祉サービスだけでは対応できない諸問題(制度の狭間)を住民同士の支え合いも含めた、公私協働による新たな仕組みを構築することが急務となっている。
- それらの中には、市社協が受託・指定管理を受けている事業など、行政が財政的な部分でより理解を示して頂かないと成り立たない事業・活動などが存在することも事実であり、市社協の担う役割などはますます重要となってくると思われる。
- そこで、市社協の事業推進に必要な財源確保を含めた経営推進体制の強化及び、浦添市が「てだこ・ゆいぐるプラン」の推進をはじめ、今日的な生活・福祉の課題である8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、引きこもり、社会的孤立、孤独死、ゴミ屋敷、地域の繋がり弱体化などをはじめ、長引く新型コロナウイルス感染症拡大などの影響による新たな生活・福祉課題として懸念されている、若者層や一人親世帯の生活困窮や自殺、不登校などの解決に向け早急に取り組む必要がある。
- こられるの課題解決、また、浦添市が目指す「沖縄一優しいまち」を実現するためには、市社協の適正かつ専門的な正規職員配置が重要であり、特にそれらの中核を担うコミュニティソーシャルワーカーの正規職員配置(全校区に各1名配置)は必要不可欠である。
- また、市社協においては、ふれあい福祉相談センターを中心とした、市民よろ

ず相談をはじめ、生活福祉資金や日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業などが連携・協働した「総合相談」をはじめ、ボランティア活動や福祉教育、地域づくり支援など多岐にわたる事業・活動を推進している。

- 地域の複合化・多様化した、今日的な地域生活・福祉課題(制度の狭間など)への対応については、各中学校区に配置されたコミュニティソーシャルワーカーだけで解決できるものではなく、地域住民や地域関係機関・団体などと連携・協働した「ソーシャルサポートネットワーク」を展開する必要がある、それらの連携・協働体制などを仕掛けるコーディネート力が重要となってくる。
- 今後は、市社協として総合力を発揮し、あらゆる地域生活課題に対応するため、各課・係、事業担当による「縦割り」ではなく、法人組織に係る全てが有機的に繋がり・支援を展開(バックアップ体制と財源確保など)していくことが求められている。
- また、前回の総務委員会「答申」や市社協「法人改革推進に関する企画書」において、今後の組織運営・発展などに向け、特に重要性を要する事項として挙げられている「企画・総務部門」の推進・強化については、現体制を維持するとともに、引き続き人材育成・確保、組織体制や自己財源確保などの推進・強化に向け積極的に取り組んで行くことが必要である。

(2) 行政からの委託・指定管理事業などの見直しに向けて

- 行政からの委託事業や指定管理事業の業務については、行政と市社協の長年における従来の関係性などの上に成立し、社会福祉制度の改革及び地域福祉の推進、市社協の組織運営などにたった制度や委託内容などの整理、見直しなどがされないまま、財政状況からのコスト削減や人員配置などが目立ち、健全な経営・職員体制などについては十分に理解・検討されないまま公的機能(役割)だけが重視された形で、市社協が唯一の委託先となってきた経過がある。
- 本総務委員会においては、地域福祉を推進することを旨とする市社協の基本理念や組織体制、運営状況をはじめ、国が定める「地域共生社会」の実現を目指した包括的支援体制づくりの推進に向けた中核的な役割を担う組織であることなどを考慮し、それらの基本原則に照らし合わせながら、市社協が現在受託・指定管理(今後受託を要する)している事業などに関する検討を進めてきた。
- 市社協として、行政からの委託事業や指定管理事業の遂行においては、地域住民の生活を支える福祉サービスなどを提供・推進などしてきたことは大いに評価できる。しかしその一方では、人事や労務管理、財務管理などの事務処理(本来であれば一般管理費相当予算)が増大し、それらに係る経費などの確保(福祉基金取崩しなど)が困難な状況となっている。
- 過去5年間(平成27年度から令和1年度)において、行政の委託事業や指定管理事業を受託した際、福祉基金などを取崩し不足額に充ててきた経緯がある。
- これらを踏まえ本総務委員会においては、平成26年度に設置された当時の総務委員会からの答申や市社協「法人改革推進に関する企画書」などを考慮し、現行の受託事業などの業務内容や職員体制、推進するうえの課題などに

ついて検証するとともに、当該事業が市社協の目指す「地域福祉の推進」に必要な事業なのかを再確認し、受託する際の基準設定(ルール化)などの必要性について審議、検討、整理などするとともに、令和3年度以降において再受託並びに、新たに事業受託などする際には、特に次の3つの視点事項を事業計画及び予算などに反映する旨を提言することが必要である。

【受託などする際の3つの視点】

- ① 市社協が目指す地域福祉の推進(コミュニティソーシャルワークの視点)との連携・協働体制づくりなどが取れる事業であること
- ② 必要な人件費や人事管理費、関係諸経費確保(一般管理費)に努めること
- ③ 経費節減努力などが受託者(市社協)に還元される主旨を保証する、協定書や覚書などの締結について積極的に取り組むこと

(3) 浦添市社会福祉センターの健全な維持管理と建替え・改築について

- 社会福祉センターは築36年余を経過しており、老朽化が進み「施設整備等積立金(基金)が毎年取崩されている状況が続いている。
- 専門業者による「耐久度調査」の結果では、約2億円の修繕を施すことにより、約25年程度は使用可能との報告を受けている。
- 施設整備等積立金(基金)残高については、約3,000万円となっており修繕・継続運営に必要な予算確保などには程遠く、極めて厳しい状況となっている。
- 同センターは「地域共生社会」の実現に向けた、浦添市における地域福祉活動の「拠点」としても重要な施設であり、このままでは今後の地域福祉推進に支障が生じることが懸念される。
- 本総務委員会においては、同センターの設置目的や役割、利用状況並びに、老朽化などの現状や課題などについて理解・確認するとともに、特に改修などに必要な予算確保などの必要性を認識し、同センター管理・運営において早急に改善を要する消費税増(10%)に伴う使用料金改正をはじめ、未使用のお風呂場の改修工事を含めた空き居室の有効活用、センターを活用した新たな自己資金造成などに向けた取組みなどを提案し、令和3年度の事業計画及び予算等に反映する旨を提言した。
- 令和3年度においては、具体的な改修や建て替えなどに向けた事項について整理・検討などを行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により時間調整(短縮)や必要な調査・研究などができず、また、PFI(Private Finance Initiative/公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用し、行政が直接実施するよりも効率的・効果的に公共サービスを提供する戦略的)やPPP(Public Private Partnership/行政と民間が連携して「公共サービスの提供等」を効率的かつ効果的に行うこと)などのより専門的な知識や助言などを要する旨などの意見などもあり、「建替え・改築」などに特化した、新たな委員会(仮称/浦添市社会福祉センター建設委員会)設置の必要性などを提言する。
- 以上、本総務委員会においては、当面する市社協の3つの課題に対する前総務委員会「答申」並びに、市社協「法人改革推進に関する企画書」の進捗状

況などを確認するとともに、その方向性について答申としてまとめた。

- 本答申はあくまでも、市社協改革のスタートであることを再確認していただき、引き続き「地域共生社会」の実現に向け、浦添市における「包括的支援体制づくり」の中核な役割を担う組織としての自覚と今後の発展に期待したい。

11. 委員長総括コメント

委員長 上 地 武 昭

日本は少子高齢化人口減少化社会である。そういった社会状況に対応する政策として「我が事・丸ごと地域共生社会」を掲げて社会福祉の政策を展開している。少子高齢化人口減少化社会は戦後の社会福祉のモデルとしてきたイギリスをはじめ欧米諸国にもない東アジア的状况であり特殊的課題である。日本は独自で考え問題解決を図る必要性がある。

中国をはじめ欧米諸国が経済成長を続ける中で日本は20年余も国民所得が増えないという状況下におかれ、行政も市町村への分権が進展する中で交付金が増えずに非正規職員が増加する厳しい財政下にある。

2000年の社会福祉法の改正で日本の福祉政策は地域福祉の視点での展開である。社会福祉の構成要件は所得保障を基本として対人援助活動と環境改善活動であるが地域福祉は対人援助活動と環境改善活動を中核とした取り組みである。サービス利用者の基本的人権を守ることを基本に据えた取り組みはこれまで手付かずであった引きこもり支援を全面的に据えた重層的支援体制整備事業を戦後の3つ目の節目として国は打ち出している。

これはこれまでの福祉行政の取り組み方であった申請主義をやめてアウトリーチで声をあげられない人達への支援を政策にしたところである。

これは国の補助事業による福祉活動だけでなくアウトリーチでのニーズ把握と住民の協力のもとにおける対人援助サービスを展開する仕組みであり、コミュニティソーシャルワーク機能と市民啓発の福祉教育の充実が求められる。そのためには社協の業務改善が必要と考える。

地域における福祉ニーズ把握と市民への啓発は浦添市では社会福祉協議会が取り組んで来たところであり、その現場である中学校区のコミュニティソーシャルワーカーが重要性を増すものと考えその強化が求められる。

現在各中学校福祉区に配置されているCSWは正職員2人で他は非正規職員である。

今回の諮問項目の1「本会職員定員の適正化に向けて」の職員の定数化で各中学校区に正職員を配置する3人の正職員の確保を含む14人の正職員化は今後の浦添市の地域課題を考えると充分とは言えないが財政的に厳しい行政の状況を考えると令和3年現在としてはベターであると考え。各委員の声としても必要性を認識するが補助金の確保が重要とコメントしている。

また、決められたサービスを提供するのではなくてニーズに基づいたサービス支援を提供する社協の機能が求められており研修体制や職員の人事評価も含めて今後検討が必要と考える。

諮問項目の2「行政からの委託・指定管理業務の見直しについて」の行政が

らの業務受託はすべてを受け入れるのではなく要綱等を整備して社協の機能にマッチしたものを受託する考え方は必要と考える。併せて常に市民のニーズ把握に努めてサービス開発も取り組む必要があり職員の資質向上のための研修体制の構築も必要不可欠と考える。

諮問項目の3「浦添市社会福祉センターの健全な維持管理と建替え・改築について」は、建築関係者の専門的助言を必要としており今回の総務委員会での審議は撤回されたことはやむを得ないと考える。

上記について、総務委員会で2年間にわたり8回の審議・検討をした。令和3年度の4回目に出てきた前回の総務委員会の資料をもらったが、資金調達など対行政との対応であるから、その都度課題について総務委員会での議論ではなくて、諮問、答申、その後の取り組みの推進確認の必要性があると考え。

今後は「社協強化発展計画5年戦略(仮題)」を策定し社協改革に向けて毎年度進行管理をすることを要望したい。

「社協強化発展計画5年戦略(仮題)」の主な項目として役職員の役割分担、自己資金の構築方法、社協機能の方向性、職員の研修体制等を5年計画で策定し毎年度評価を行う。特に、社協運営に必要な財源確保を行政からの補助金だけに頼らずに自前の資金調達について議論して展開をする必要性(ファンドレージング)が今後必要と考える。ニーズに対応する社協活動に取り組む為には補助金だけに頼らずに自己資金の造成も重要かと考える。

そのような社協の展望を議論する中で社協の本気度を行政にも理解してもらい「正職員の増員」を進める戦術も必要かと考える。

12. 各委員会からのコメント

副委員長 儀保博信

社会福祉事業が多様化する中、諸問題対応の入り口として市社協の存在はますます重要視されると思います。

そのためにも市社協の組織強化、職員の資質向上、財政基盤の充実などが望まれる。

○組織強化について

住民福祉の最先端を担うためにも、市社協職員72名中正規職員14名、非正規職員58名で、19.4%が正規職員で、類似の他市と比較しても少ないとのことである。(※)

組織を強化し市社協の持続性のためにもぜひ正規職員の増を要望します。

(※令和元年市町村社協現状調査)

○職員の資質向上

多様な問題を的確に進めるには、個々の職員の資質向上が必要でまた県や市から補助金、委託金を受けるためにもできるだけ社会福祉士などの関連有資格者の配置が望ましいと思慮します。

○コミュニティソーシャルワーカー間の連携強化

地域ではどのように地域福祉を進めるべきか苦慮しているところが多々あると思われます。5中学校区のCSWが連携して地域福祉活動を支援・援助してほしい。

○市や企業・個人との連携をより強化して社協の財政の健全化を図ってほしい。

委員 浦 崎 勝

市社会福祉協議会は社会のニーズに伴う「地域共生社会」の実現を位置づけ、地域住民に身近な圏域において、行政をはじめとする地域住民、関係機関や団体などが主体的に地域課題を把握・解決する「包括的支援体制づくり」を支援することとし、その推進策として「重層的支援体制整備事業」が国によって示されています。その中心に位置し、日々奮闘し、活動しているのが、地域の社会福祉協議会であると理解しています。市社会福祉協議会の役割が地域にとってなくてはならない組織であるという認識の上に立ち、行政と社会福祉協議会が相互に理解し、連携し、一体化することが大事であると考えます。

浦添市社会福祉協議会は社会の変化に柔軟に対応するために、平成27年以来組織内にて問題提起を行い、専門委員会等で内外の専門家の意見を踏まえて、課題解決に向けた方向性を示してきました。本来、市社会福祉協議会は民間的な組織運営でありながら、事業活動の内容は行政と同じく公共性が強い事業内容であると理解しております。市社会福祉協議会の活動が活発になればなるほど、地域社会の安全・安心な生活基盤が確立し、そこに住む市民の方々がお互いを思うあう結の精神が宿ってくるものと考えております。

今回の答申案で具体的な課題解決に向けた方向性として、職員定員の適正化、行政からの委託・指定管理事業の見直し更には、浦添市社会福祉センターの健全な維持管理と建替え・改築について示しておりますので、行政や地域の関係機関・各種団体そして市民の皆様のご理解の下、ご支援・ご協力頂き、市社会福祉協議会の今後ますますのご活躍を祈念したいと思います。

委員 仲 里 邦 彦

令和2年7月27日に（1）職員定員の適正化（嘱託職員・パート含む）に向けて（2）行政からの委託・指定管理事業などの見直しに向けて（3）浦添市社会福祉センターの健全な維持管理と建て替え・改築についての3点の事項の諮問を受けて令和2年度3年度と2か年にかけて総務委員会で諮問に向けて審議してきた。

私は審議途中の令和3年度の7月から総務委員に委嘱され審議にかかわってきた次第です。

諮問の（1）職員定員の適正化で嘱託職員とパートの配置については、令和2年に引き続き令和3年度にかけて2か年間議論したのではなかろうか。

市社会福祉協議会の現状と課題についての説明を受けたが、行政補助金の課題や職員採用の件など難しい課題が露呈された事項であったと認識している。

特に、現状における市社会福祉協議会の正規職員の空洞化については、全体的に年齢別の職員層のバランスが長年にわたり欠けた状態が続いており、その間、是正されていない問題点も露見されたと思っている。

今回の諮問の中で、（3）の浦添市社会福祉センターの健全な維持管理と建て替え・改築については総務委員会にはなじまない項目だと感じた次第です。

その件については論議も少なかったような気がした。

コミュニティソーシャルワーク事業に於ける嘱託員（コミュニティソーシャルワーカー）の正規職員への転換が主なる論議になったような気がするが、委託料等の行政補助金の獲得の困難さは周知の通り市の行財政改革を掲げる中で容易でないのを感じている。

また、浦添市からの補助事業としてのコミュニティソーシャルワーク事業について予算に纏まる人件費等の調整がどのように調整されたのか予算交渉経緯の内容も事務局からは聞かれなかった。

すでに令和4年度の予算も確定していると思われるが総務委員会でのコミュニティソーシャルワーク事業の予算要求情報も審議の中で得られてない。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は地域福祉コーディネーターとしての役割は皆が認めるところだが、委員会審議の中で臨時職と正規職員の仕事能力の差異がないとの答弁もあり、その他財源を生み出す方策もお話し合われたが、人件費に絞るとなると公費財源に限定せざるを得ないと考える。

CSWに特化した人事採用（嘱託職員採用から本職員採用）についてはこれまでの審議の中で市当局と市社協との予算編成・調整の場でこういった交渉が行われたか、そのやり取りも見えなかった。

審議の中でCSWの雇用の不安定を危惧する声もありました、個人的な考えだが労働契約法による有期雇用から無期労働契約への転換による雇用が安定するメリットが得られるなど雇い止めの方策を講じる方法もある。その点もやはり財源等が頭をよぎり自問自答して悩んだ次第です。

CSWの活動の充実をさらなる発展には地域自治会との連携を広げ地域のお民生委員やボランティアの活用によるCSWの仕事の軽減を図る方策を探るといった助言等は委員としてできるが、正規職員の採用等については強く出にくいところがある。

今回の諮問事項は諮問～答申と言うより、専門家による企業診断を行って細部にわたる事業の分析をすることが浦添市社会福祉協議会のオーバーホールができるのではないかと思う。

結論として諮問としての項目の（1）職員定数の適正化（嘱託員・パート含む）は答申案に示されているように「正規職員定数の明確化することについては極めて困難である」と述べているように、総務委員として職員の正規職員採用についての明確な答申も財源等の関わりで難しい点がある。

この件については、補助先の浦添市における継続的な行政補助金の財政支援が不可欠であり、それ以外としては新たな財源を生み出すべき方策を講じなければならずその両方面からの財源確保に努めるために論議を重ねなければならないと思っている。

委員 大 浜 明 美

私は、浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会の代表で当事者の立場から委員として5回参加しました。当団体は浦添市内の各団体がお互いの子ども達の障がいを理解し合い、様々なニーズを確認し合い、手をとって子ども達一人ひとりの輝きを、地域の中で保障していくことを目的に地道に活動していま

す。地域福祉の推進母体の市社協は安心できる場所で、市社協ボランティアセンターの一角に事務所の設置も出来、職員の支援をいただき感謝しています。

市社協に足を運びながら事業の縮小や組織体位性の変容が気になっていましたが、今回市社協の実態報告を受け、現状と課題を学ばせていただきました。

市社協の担う課題の解決に試行錯誤を繰り返し努力している姿に頭が下がります。

「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のため「重層的支援整備事業」の推進にあたっては、実際の事業展開や推進体制を整え個々のニーズに応えるために、財政の安定が大きな課題の様に思える。地域福祉の中核を担う市社協職員の8割以上が非正規職員の現状には驚きました。是非正規職員を増やせるようにして欲しい。働き方改革関連法は成立されたので、「同一労働同一賃金」への対応は嬉しい限りです。職員が明るく元気にマンパワーを活かし、人と人が繋がり、地域から信頼を得られ地域福祉推進のためにも、ゆとりを持って笑顔でのサービス提供を希望します。

委員 町田 真子

令和3年度の第3回、4回と最後のまとめの大切な委員会に参加できず心よりお詫び申し上げます。

前総務委員会から関わらせていただけたことは、私にとっても大変、貴重な経験をさせていただき感謝の気持ちでいっぱいです。

当初は介護保険事業の存続をどうするべきか、社協として地域にどのように良質な福祉サービスを提供することができるか、という事について委員会と現場職員との気持ちの乖離を感じていました。そのためどんなに委員会の中で理想とする像を作り上げたくても、うまく共有ができずに任期を終えてしまったという後悔の気持ちが大きかったのが正直なところです。

しかし、今回の総務委員会では根本的な職員間の認識統一に向けた内部研修の実施、法人の財務分析を通じた財務上の課題の検証を行うなど具体的な取り組みが始まっています。また、実際に地元企業とのコラボレーションによる赤い羽根共同募金活動なども職員からの積極的な提案から実現されています。

このように職員が自発的にアクションを起こし始めたという事は、とても良い傾向でありこの流れをしっかりと維持・継続していただくことを期待したいと感じています。

今後に対する期待も含め、以下の点を今後の課題として挙げさせていただくことでコメントとさせていただきます。

(1) GSW を通じた地域ニーズの概算総数の拾い出し

⇒委員会の中でも GSW を通じた地域との繋がり、課題の拾い上げなどが事例として報告されているが、ニーズの総数に対してどの程度の実績となっているのかがよく見えていない気がしています。

GSW については職員定数の件でも議題として取り上げられており、「定数」をどう捉えるべきか、という点が重要な点となりますが、地域のニーズとしてどの程度 GSW が取り組むべき課題があり、その総数に対しどの程度の実績を上げていることができているのかという所も情報があると、定数の具

体的的必要数がもう少し見えてくるのではないかと感じています。

(2) 職員意識調査継続

⇒職員へのアンケート結果について、結果を受けたことに満足するのではなく、その結果を意識した更なる改善・改革に取り組むという法人の姿勢をしっかりと見せることが重要だと思います。

(3) 職員・業務評価の実施

⇒現在、改革を進める中でしっかりと実績を出した職員の評価を行っていくことは、職員のモチベーションを維持させるためにも重要と感じます。第3回委員会の議事録内で正規・非正規の職員の格差についても触れられていましたが、この点は非常に重要なことであり、社協の社会的役割として「雇用の場の造成」を考えた時に、しっかりと正規・非正規の役割を明確にし、実態が伴う形に持って行くことの体制づくりが重要になると考えます。

浦添市社会福祉協議会が、県内社協の構造改革のモデルケースとなることを心より期待しています。有難うございました。

委員 高江洲 幸子

令和2年度から3年度にかけて総務委員会の委員として社会福祉協議会の課題について確認させていただいた。

その間、事業の整理、資料の作成等コロナ禍で業務が増える中大変だったと思います。ご苦労様でした。

委員としては、諮問された内容に関しさらに議論が必要ではないか気になるところです。

1. 職員定数の適正化については、社会情勢、法改正等に伴い社会福祉協議会が担う役割は変化していくが、今後も地域福祉の中核として活動していくために活動の方向性や財源等さまざまな視点を持ち対応していく必要がある。
2. 行政からの委託、指定管理事業について
受託に関して、事業内容の理解等を行い対応していく必要がある。
一般管理費について補助金との兼ね合いがあります。
3. センター建て替えについては
総務委員会とは別の組織を立ち上げ検討され、その結果を総務委員会で諮ると思っていたがそうでなかったため、結果がみえなかった。

委員 又吉 りつ子

職員の皆さん、資料作成お疲れ様です。

数字にすることにより、より現状が解りやすくなったと思います。

社協の活動については、行政ができない部分を補って地道に頑張っている印象があります。今後も、市民から求められていることに自信を持って業務を遂行していただけたらと思います。

(1) 職員定数の適正化（嘱託職員・パート含む）に向けてについて

職員の平均年齢（R3年9月現在47歳）正規職員14名中7人が50代で

あることの高齢化に伴う人材確保並びに人材育成は急務であると考えます。また、雇用の不安定な嘱託職員の退職が多いことも運営に支障をきたしてきているのではと危惧しています。

市民ニーズに対応するためにも正規職員の増を要望します。退職が間近に迫ってから取り組むのでは、組織としての運営が難しくなってしまいますし、利用者の皆さんにご不便をかけてしまう恐れがあります。

ただ、職員自らの意識改革や自学も忘れてはならない課題だと思えます。

「全ては市民のために」と市民目線で考えればおのずと答えは出てくるのではないのでしょうか。

(2) 行政からの委託・指定管理事業などの見直しに向けてについて
頑張りがいのある収益アップはモチベーションを維持する意味からも大切であると考えます。不測の事態に備える観点からも、行政からのある程度の経費の還元はあっては良いのではと考えます。

(3) 浦添市社会福祉センターの健全な維持管理と建替え・改築について
専門家を交えた「建替え・改築」に特化した委員会を設置し、そちらでの意見交換や検討も重要と考えます。

自社ビルを持つ社協は赤字と言われていることから、土地を貸出し有効活用することも選択肢の一つと考えてよいのではと思えます。

以上